

(仮称) 釜石市こども家庭センター 愛称募集要領

1 目的

令和6年4月に設置予定の(仮称)釜石市こども家庭センターについて、子どもや子育て世帯等多くの市民に親しまれ、より有効に利用されることを目指し、施設の愛称を広く募集します。

2 対象機関

(1) 釜石市保健福祉部子ども課こども家庭センター(保健福祉センター2階)

令和6年4月に「こども家庭センター」を保健福祉部子ども課内に開設します。

現在、妊産婦や乳幼児の保護者への支援を「子育て包括支援センター」で行い、困窮や虐待など困難を抱える家庭への支援は「子ども家庭総合支援拠点」で行っていますが、この2つに分かれている支援機関を一つに統合し、子育て支援の中核的な組織を設置します。

相談員や保健師等が、一人一人の様々な困りごとに寄り添い、子育て家庭をサポートし、気軽に相談ができる身近な存在として、安心な子育てを支援していきます。

3 愛称の条件等

- ・誰もが呼びやすく覚えやすい、子どもや子育て世帯に愛され、親しまれる名称であること。

4 応募できる人

市内在住者、在勤、在学者の方が応募できます。

5 応募期間

令和6年3月15日(金)から3月31日(日)まで

6 応募作品数

1人2点までとします。

なお、複数応募する場合は、下記に定める応募1回につき作品は1点のみ(応募用紙は作品ごとに1枚など)とし、それぞれ異なる作品としてください。

7 応募方法

市子ども課窓口、または市ホームページから所定の応募用紙を入手(ダウンロード)し、必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

○応募に必要な事項
・愛称案(ふりがな)、
・愛称案の意味・理由・込められた思いなど(概ね30字以上)
・氏名(ふりがな)・住所・電話番号・年齢

(1) メールで申し込み

メールアドレス: kodomo@city.kamaishi.iwate.jp

(2)持参

応募用紙を市子ども課窓口へ提出

場 所： 釜石市大渡町 3-15-26 保健福祉センター 2 階

受付時間： 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（平日）

(3)郵送

応募用紙を封書で送付

宛 先： 〒026-0025 釜石市大渡町 3-15-26

「釜石市子ども課 愛称担当」あて

※郵送にかかる費用は応募者負担とします。

8 選考方法

- ・選考方法については、市子ども課において厳正に審査し、優秀作品（3点程度）を選考します。
- ・応募作品（名称）の中に、複数の応募者から同一名称の応募があった場合は、愛称の理由などを考慮し、いずれか1人の作品を選考します。
- ・審査の内容、結果に関する問い合わせは、対応しません。

9 愛称への採用

優秀作品のうち最終的に釜石市において1点を決定し、愛称として採用します。

なお、採用作品が、第三者の権利に抵触する恐れがある場合は、他の優秀作品から選考します。

10 結果発表

審査結果については、令和6年5月頃を目途に、市の広報等により公表します。

公表内容は、優秀作品の応募者の氏名を予定します。

なお、優秀作品賞は以下のとおりとし、優秀作品に選考された応募者に郵送で送付します。

優秀作品賞：3名（予定） 1名につき釜石市特産品 1品

11 個人情報の取扱い

愛称の募集に当たり、取得した応募者の個人情報は適切に管理し、愛称募集の目的以外では使用しません。

12 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募作品は、応募者自身が制作したもので、他の施設名称等として使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限りします。
- (2) 愛称として採用された作品の一切の権利（著作権を含む）は、全て無償で釜石市に譲渡するものとしします。

- (3) 応募者は、愛称として採用された作品について、その他様々な活動・使用に対して、異議を申し立てないこととします。
- (4) 応募作品に対して補正や文言の追加を行った上で、採用する場合があります。
- (5) 応募者は、応募作品に関して著作者人格権の行使をしないものとします。
- (6) すでに商標登録がされているものは、無効とします。
- (7) 応募にあたって不備のある作品は、審査及び選考の対象となりません。
- (8) 応募作品は、返却しません。
- (9) この要領に定めるもののほか、愛称選考に関する必要な事項を別途定める場合があります。

13 問い合わせ先

〒026-0025 大渡町 3-15-26 保健福祉センター 2階

釜石市保健福祉部子ども課子ども福祉係 電話：0193-22-5121